

令和8年度

# 狩猟免許を取得しませんか？

## 酒田市内にお住まいで、狩猟免許の取得を目指す方必見！ 免許取得費用の一部を補助しています！！

■有害鳥獣の捕獲体制の維持を目的としているため、県猟友会酒田支部への入会が支援の条件となります。

- 酒田市内にお住まいの狩猟免許新規取得者に対して、  
「狩猟免許の取得に係る経費（対象経費の1/2以内で上限8,000円）」  
「銃所持の許可及び保管に係る経費（対象経費の1/2以内で上限81,000円）」  
「猟友会の入会に係る経費（対象経費の1/2以内で上限9,000円）」  
の区分で補助を行います。



- 補助対象の免許種別：網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許
- 補助区分・補助対象経費等

補助区分	補助対象経費	添付書類
1 狩猟免許の取得に係る経費	(1) 狩猟免許初心者講習会の受講料 (2) 狩猟免許試験の受験申請料 (3) 申請等に必要書類（診断書、証明写真）の取得費用	(1) 狩猟免許状の写し (2) 領収書の写し (3) その他市長が必要と認める書類
2 銃所持の許可及び保管に係る経費	(1) 猟銃等初心者講習会の受講料 (2) 教習資格認定の申請料 (3) 猟銃用火薬類譲受許可の申請料 (4) 射撃講習の受講料 (5) 弾の譲受に要する経費（弾代） (6) 銃所持許可の申請料 (7) 銃及び弾の保管庫、消耗品（ロッカー、銃カバー、スリング、弾帯ベルト）の購入費用 (8) 申請等に必要書類（診断書、戸籍抄本、住民票、身分証明書）の取得費用	(1) 銃所持許可証の写し (2) 領収書の写し (3) その他市長が必要と認める書類
3 猟友会の入会に係る経費	(1) 猟友会費 ※初めて入会する方が対象	(1) 領収書の写し (2) その他市長が必要と認める書類

- 補助を受けるには受講料等を支払う前に申請書を提出することが必要です。

※環境衛生課へ事前の相談をお願いします。

- 申請は令和8年度予算の範囲内で受け付けます。

- 酒田市環境衛生課（酒田市広栄町）で受け付けています。

◇狩猟免許試験の日程は山形県のホームページで確認できます。

◇山形県猟友会による狩猟免許取得希望者講習会（事前講習会・有料）が開催されます。（問：県猟友会 023-665-0382）

◇猟銃等講習会（初心者講習会）については、管轄警察署までお問い合わせください。

申請書は市ホームページよりダウンロードできます



問い合わせ先

TEL 0234-31-0933

酒田市広栄町3丁目133番地  
酒田市環境衛生課

## 【概要】補助から交付までの流れ

補助の要件	<b>酒田市内にお住まいの方で、次の要件全てに該当する方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・狩猟免許、銃砲所持の許可又はその双方を取得しようとする方</li><li>・現に山形県猟友会酒田支部に所属し、又は補助金の交付申請後に猟友会に所属する見込みのある方であって、猟友会員として有害鳥獣捕獲に従事しようとする方</li><li>・市税等を滞納していない</li></ul>
-------	---

補助の対象	【補助区分】 <ol style="list-style-type: none"><li>1 狩猟免許の取得に係る経費（対象経費の1/2以内で上限8,000円）</li><li>2 銃砲所持の許可及び保管に係る経費（対象経費の1/2以内で上限81,000円）</li><li>3 猟友会の入会に係る経費（対象経費の1/2以内で上限9,000円） ※3は一度退会した者が再入会する場合の経費及び現に猟友会に所属している者が継続して入会する場合の経費は補助対象外</li></ol> 【補助回数】補助区分ごとにそれぞれ1回を限度とします。
-------	---

①申請の手続き	<b>■受講料や受験料等を支払う前に申請書を市役所へ提出</b> ◎取得予定の免許種別や対象経費の確認のため、環境衛生課へ事前の相談をお願いします。 【申請受付】・予算の範囲内で随時受付しています。 【申請書類】・狩猟免許取得支援補助金交付申請書（様式第1号） ・猟友会へ加入することの誓約書（様式第2号）
---------	---

②交付決定	市は、申請書類を審査し、申請者へ決定通知書を送付します。（交付決定日以降に経費支払）
-------	--

(変更交付申請)	<b>■次のいずれかに該当する場合は、変更交付申請を行う必要があります。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請した補助区分の追加又は廃止する場合</li><li>・補助金の額が変更となる場合（補助対象経費の20%以内の減額の場合は除外します）</li></ul> 【申請時期】増額や減額の見込みが明らかになった時点 【申請書類】補助事業等変更申請書（規則様式第4号）
----------	---

③実績報告	<b>■補助金交付の対象となった事業が完了した後、実績報告書を市役所へ提出</b> 【報告期限】事業が完了してから30日以内又は翌年度の4月15日のいずれか早い日まで 【報告書類】・狩猟免許取得支援補助金実績報告書（様式第3号） ・狩猟免許状の写し、銃砲所持許可証の写し、領収書の写し等 ※領収書の写しがない経費は、支出の事実を確認できないため補助対象外
-------	---

④補助額の確定	市は、報告書類を審査し、補助金交付額確定通知書を報告者へ送付します。
---------	------------------------------------

⑤補助金の交付	<b>■確定した補助金の交付額の請求書を市役所へ提出</b> 【請求時期】補助金の交付額確定通知書が届いたら速やかに 【提出書類】市請求書 ※請求書様式は補助金の交付額確定通知書に同封します。
---------	--

« 注意事項 »	<b>①申請書を提出する前に支払った経費は、補助金の対象となりません！！</b> 各種講習会や試験の日程を確認して、早めに申請してください。 <b>②補助金の交付決定が取り消され、返還を命じられることがあります。</b> 交付申請決定から2年以内に猟友会に入会しなかった場合又は猟友会に入会后3年以内に退会した場合は、酒田市補助金等交付規則17条に基づき補助金の交付決定が取り消され、同規則18条の規定により補助金の返還が命じられます。
----------	---

（このチラシは令和8年度のみ有効）